

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共用暖房費	利用料合計 (4月～10月)	利用料合計 (11月～3月) ※共用暖房費 9060円含む
1' 1,500,000 以下	7,000	46,090	35,000	9,060	88,090	97,150
1 1,500,000 以下	10,100	46,090	35,000	9,060	91,190	100,250
2 1,500,001 ～ 1,600,000	13,200	46,090	35,000	9,060	94,290	103,350
3 1,600,001 ～ 1,700,000	16,200	46,090	35,000	9,060	97,290	106,350
4 1,700,001 ～ 1,800,000	19,300	46,090	35,000	9,060	100,390	109,450
5 1,800,001 ～ 1,900,000	22,300	46,090	35,000	9,060	103,390	112,450
6 1,900,001 ～ 2,000,000	25,400	46,090	35,000	9,060	106,490	115,550
7 2,000,001 ～ 2,100,000	30,500	46,090	35,000	9,060	111,590	120,650
8 2,100,001 ～ 2,200,000	35,600	46,090	35,000	9,060	116,690	125,750
9 2,200,001 ～ 2,300,000	40,600	46,090	35,000	9,060	121,690	130,750
10 2,300,001 ～ 2,400,000	45,700	46,090	35,000	9,060	126,790	135,850
11 2,400,001 ～ 2,500,000	50,800	46,090	35,000	9,060	131,890	140,950
12 2,500,001 ～ 2,600,000	57,900	46,090	35,000	9,060	138,990	148,050
13 2,600,001 ～ 2,700,000	65,000	46,090	35,000	9,060	146,090	155,150
14 2,700,001 以上	68,400	46,090	35,000	9,060	149,490	158,550

・サービス提供に要する費用につきましては、ご入居者様の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金、水道料金は、上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別の電気メーターにて測定し、ほくでんへのお支払となります。水道料金につきましては、下水道は社会福祉法人のため免除となります。上水道は、基本料金2か月1,532円 実費徴収させていただきます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入を言います。

※ご夫婦で入居される場合には、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額を2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)となります。